



令和8年3月6日（金） 第10377号

目次

| | ページ |
|--|-----|
| 規 則 | |
| ○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童福祉課） | 2 |
| ○群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（県民活動支援・広聴課） | 2 |
| ○群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課） | 2 |
| ○大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（自然環境課） | 2 |
| ○大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（同） | 3 |
| 告 示 | |
| ○群馬県登録有形文化財の登録（文化財保護課） | 1 2 |
| ○産業廃棄物処理施設の設置許可申請（廃棄物・リサイクル課） | 1 2 |
| ○狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示の廃止（自然環境課） | 1 2 |
| ○令和8年度及び令和9年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課） | 1 3 |
| ○令和8年度及び令和9年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同） | 1 3 |
| ○道路の区域変更（道路管理課） | 1 3 |
| ○道路の供用開始（同） | 1 4 |
| ○同 | 1 4 |
| ○都市計画事業の変更認可（都市整備課） | 1 4 |
| 公 告 | |
| ○建設業法第29条の5第1項の規定による公告（建設企画課） | 1 5 |
| ○開発工事の完了（建築課） | 1 5 |
| 人事委員会規則 | |
| ○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 | 1 7 |
| 公安委員会規則 | |
| ○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（広報広聴課） | 1 8 |
| 警察本部告示 | |
| ○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の一部を改正する規程（広報広聴課） | 1 8 |
| 病院事業告示 | |
| ○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正（経営戦略課） | 1 8 |

■ 規則

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第八号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の七から第十四条の八の二までを次のように改める。

第十四条の七及び第十四条の八 削除

第十四条の九の見出し中「変更の届出等」を「廃止等の届出」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とする。

第四十七条第一項中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の二十五第三項」を「第二十一条の五の二十六第三項」に改める。

別記様式第二十九号の十三から別記様式第二十九号の十四までを次のように改める。別記様式第二十九号の13及び別記様式第二十九号の14 削除

別記様式第九十六号中「あて」を「宛て」に、「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に、「第21条の5の25(ウ)」を「第21条の5の26(ウ)」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四十七条及び別記様式第九十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第九号

群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成五年群馬県規則第三十号)は、廃止する。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同項の旧法公益信託については、この規則による廃止前の群馬県知事の主管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の規定は、同項の移行期間に限り、なおその効力を有する。

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十号

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県クリーニング業法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中 「(ふりがな) 氏 名 別 姓 個人番号」を 「(ふりがな) 氏 名 別 姓 個人番号」に改める。

別記様式第六号中「生年月日 年 月 日生」を 「生年月日 年 月 日生」に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第九号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十一号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十二号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十三号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十四号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十五号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十六号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十七号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十八号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第十九号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十一号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十二号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十三号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十四号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十五号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十六号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十七号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十八号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第二十九号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

別記様式第三十号中「 年 月 日生」を 「 年 月 日生」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県クリーニング業法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年三月六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十一号

大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例(令和六年群馬県条例第五十九号)の施行期日は、令和八年四月二十五日とする。

大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。
令和八年三月六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十二号

大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例(令和六年群馬県条例第五十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第二条 条例第五条第一項の規定により、同項に規定する有料施設等のうち、条例別表一の表及び二の表に掲げる施設等(以下「利用承認施設等」という。)の利用の承認を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用承認申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(利用の承認)

第三条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、利用承認施設等の利用を承認したときは、申請者に大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用承認書(別記様式第二号)を交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用承認施設等を利用するときは、当該承認書を職員に提示しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第四条 利用者は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用変更(取消し)承認申請書(別記様式第三号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、利用の変更又は取消しを承認したときは、利用者に大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用変更(取消し)承認書(別記様式第四号)を交付するものとする。

(附属設備及び備品の使用料等)

第五条 条例別表四の表の規定による附属設備及び備品の使用料の額は、別表に掲

るとおりとする。

(使用料の納付期限)

第六条 条例第十条に規定する使用料は、知事が指定する期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 条例第十一条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター使用料減免申請書(別記様式第五号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の減免を決定したときは、大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター使用料減免承認書(別記様式第六号)を交付するものとする。

(使用料の返還)

第八条 条例第十二条ただし書に規定する利用者の責めに帰することができない理由により利用承認施設等を利用することができなくなった場合に返還する使用料の額は、既に納付した使用料の額の全額とする。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター使用料返還申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第九条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター(以下「キャンプフィールド及びビジターセンター」という。)の施設、附属設備、備品等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。

二 所定の場所以外で野営又はたき火をしないこと。

三 所定の場所できき火を行う場合は、専用の器具を使用し、地面の上で直接行わないこと。

四 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

五 前各号に定めるもののほか、知事が別に定める事項

(指定管理者による管理)

第十条 条例第十三条第一項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)にキャンプフィールド及びビジターセンターの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における同条第二項第五号の知事が別に定める業務は、広報宣伝、催物の開催その他のキャンプフィールド及びビジターセンターの利用促進のために必要な業務とする。

2 指定管理者による管理の場合における第二条から第四条まで及び第六条から前条まで並びに別記様式第一号から別記様式第七号までの規定の適用については、第二条、第三条第一項、第四条、第六条、第七条及び第八条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、前条第一項第五号中「知事が別に定める」とあるのは「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て別に定める」と、別記様式第一号から別記様式第七号までの規定中「群馬県知事」とあるのは「指定管理者」とする。

3 条例第十四条第一項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合における第六条から第八条まで及び別記様式第一号から別記様式第七号までの規定の適用については、前項に定めるもののほか、第六条中「第十条に規定する使用料」とあるのは「第十四条第一項に規定する利用料金」と、第七条中「使用料」とあるのは「第十四条第一項中「第十二条ただし書」とあるのは「第十四条第六項ただし書」と、同項及び同条第二項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第一号から別記様式第七号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(管理の細則)

第十一条 条例及びこの規則に定めるもののほか、キャンプフィールド及びビジターセンターの管理に関し必要な事項は、知事がキャンプフィールド及びビジターセンターの管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月二十五日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第三項の規定により条例の施行の前日に行う利用の承認その他の準備行為に係る手続については、この規則の例による。

別表(第五条関係)

| 区分 | | 使用料 |
|----------|----------|------|
| コインロッカー大 | 一区画一回につき | 三〇〇円 |
| コインロッカー小 | 一区画一回につき | 二〇〇円 |
| コインシャワー | 五分間当たり | 二〇〇円 |

注 利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合であっても、時間割による計算は、行わない。

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

| 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用承認申請書 | | | |
|---|------------------------|------|-------|
| | | | 年 月 日 |
| 群馬県知事宛て | | | |
| 申請者 住所 氏名 電話 メールアドレス （法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名） | | | |
| 次のとおり利用の承認を申請します。 なお、利用に際しては、大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に従います。 | | | |
| 利用承認施設等名称 | 利用日時 | 利用人数 | 使用料 |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| 使用料合計 | | | |
| 利用目的 | | | |
| 備考 | | | |

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しません。

注 メールアドレスの記入がある場合は、当該アドレス宛て承認書及び連絡事項を送信することに同意するものとします。

別記様式第2号（規格A4）（第3条関係）

| 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用承認書 | | | |
|---|------------------------|------|-----|
| 年 月 日 | | | |
| 様 | | | |
| 群馬県知事 | | | |
| 年 月 日付けで申請のあった大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの利用承認施設等の利用については、次のとおり承認します。 | | | |
| 利用承認施設等名称 | 利用日時 | 利用人数 | 使用料 |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| 使用料合計 | | | |
| 利用目的 | | | |
| 承認条件 | | | |
| 承認番号 | | | |
| 備考 | | | |

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

| 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用変更（取消し）承認申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> 群馬県知事宛て <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 申請者 住所 氏名 電話 メールアドレス （法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名） </div> <div style="margin-top: 20px;"> 年 月 日付け承認番号第 号で承認のあつた大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの利用承認施設等の利用について、次のとおり変更（取消し）の承認を申請します。 </div> | | | |
|--|--|------|--------|
| 利用承認施設等名称 | 利用日時 | 利用人数 | 変更後使用料 |
| | <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | <input type="checkbox"/> 取消し | | |
| | <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | <input type="checkbox"/> 取消し | | |
| | <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | <input type="checkbox"/> 取消し | | |
| | <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | <input type="checkbox"/> 取消し | | |
| | <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | <input type="checkbox"/> 取消し | | |
| 変更後使用料合計 | | | |
| 利用目的 | | | |
| 備考 | | | |

注 メールアドレスの記入がある場合は、当該アドレス宛て承認書及び連絡事項を送信することに同意するものとします。

別記様式第4号（規格A4）（第4条関係）

| 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター利用変更（取消し）承認書 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 様 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 群馬県知事 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 年 月 日付け承認番号第 号で承認のあった大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの利用承認施設等の利用の変更（取消し）については、次のとおり承認します。 </div> | | | |
|--|------------------------|------|-----|
| 利用承認施設等名称 | 利用日時 | 利用人数 | 使用料 |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| 使用料合計 | | | |
| 利用目的 | | | |
| 承認条件 | | | |
| 備考 | | | |

別記様式第5号（規格A4）（第7条関係）

| 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター使用料減免申請書 | | | |
|---|------------------------|--------|---------|
| | | | 年 月 日 |
| 群馬県知事宛て | | | |
| 申請者 住所 氏名 電話 メールアドレス （法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名） | | | |
| 次のとおり使用料の減免の承認を申請します。 | | | |
| 利用承認施設等名称 | 利用日時 | 所定の使用料 | 減免後の使用料 |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| 減免後の使用料（合計） | | | |
| 利用目的 | | | |
| 減免申請の理由 | | | |
| 備考 | | | |

注 メールアドレスの記入がある場合は、当該アドレス宛て承認書及び連絡事項を送信することに同意するものとします。

別記様式第6号（規格A4）（第7条関係）

| 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター使用料減免承認書 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 様 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 群馬県知事 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 年 月 日付で申請のあった大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの使用料の減免については、次のとおり承認します。 </div> | | | |
|--|------------------------|--------|---------|
| 利用承認施設等名称 | 利用日時 | 所定の使用料 | 減免後の使用料 |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | | |
| 減免後の使用料（合計） | | | |
| 利用目的 | | | |
| 減免申請の理由 | | | |
| 備考 | | | |

別記様式第7号（規格A4）（第8条関係）

| | | | |
|---|-----------|------------------------|-----|
| 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンター使用料返還申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> 群馬県知事宛て 申請者 住所 氏名 電話 メールアドレス （法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名） 次のとおり使用料の返還を申請します。 | | | |
| 利用承認日 | 年 月 日 | | |
| 承認番号 | | | |
| 対象申請 | 利用承認施設等名称 | 利用日時 | 使用料 |
| | | 年 月 日 時まで 年 月 日 時から | |
| | | 年 月 日 時まで 年 月 日 時から | |
| | | 年 月 日 時まで 年 月 日 時から | |
| 納付日 | 年 月 日 | | |
| 返還申請額 | | | |
| 返還申請理由 | | | |
| 返還金受領金融機関 | 金融機関名 | | |
| | 本支店名 | | |
| | 口座番号 | 普通・当座 | |
| | カタカナ | | |
| | 口座名義人 | | |
| 添付書類 | | | |
| 備考 | | | |

注 メールアドレスの記入がある場合は、当該アドレス宛て連絡事項を送信することに同意するものとします。

■ 告 示

◎群馬県告示第46号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第22条の2第1項の規定により、群馬県登録有形文化財として次のとおり群馬県文化財登録原簿に登録する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

| 名称及び員数 | 所在場所 | 所有者（管理者） | 種別 |
|----------------------------|---------------------------|----------|-----------------|
| 古墳調査台帳（『上毛古墳綜覧』作成基礎資料） 41点 | 群馬県立文書館 前橋市文京町3丁目27-26 | 群馬県 | 有形文化財 （歴史資料） |

◎群馬県告示第47号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び同条第3項に規定する書類を公衆の縦覧に供する。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコロ株式会社 代表取締役 山口博
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所 群馬県太田市新田大町600番26及び600番27
- 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 ①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨金属くず、⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 申請年月日 令和7年7月16日
- 縦覧の場所 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課、群馬県東部振興局東部環境事務所及び太田市環境対策課
- 縦覧の期間 令和8年3月6日から同年4月6日まで

◎群馬県告示第48号

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示（平成26年群馬県告示第314号）は、令和8年3月31日限り廃止す

る。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第49号

令和8年度及び令和9年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和7年群馬県告示第234号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

5及び6を次のように改める。

5 申請の受付期間

- (1) 新規申請 令和8年4月1日（水）以降随時
- (2) 業種追加 別に定める期間

6 審査基準日 申請日の属する月の1日

◎群馬県告示第50号

令和8年度及び令和9年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和7年群馬県告示第235号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

5を次のように改める。

5 申請の受付期間

- (1) 新規申請 令和8年4月1日（水）以降随時
 - (2) 業種追加 別に定める期間
-

◎群馬県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|---------|-------------------------------|--------|---------------|-------------|
| 県道 | 妻沼小島太田線 | 太田市福沢町293番の1地先から同市同298番の4地先まで | 前 | 9.5～13.6 | 156.4 |
| | | | 後 | 11.1～13.6 | 156.4 |

◎群馬県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--|----------|
| 県道 | 藤岡本庄線 | 藤岡市中栗須字藤岡境133番の3地先から同市藤岡字北ノ原923番の9地先まで | 令和8年3月6日 |

◎群馬県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山 本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の日時 |
|-------|----------|---------------------------------|-------------------|
| 県道 | 麦倉川俣停車場線 | 邑楽郡明和町中谷327番地先から同郡同町同200番の1地先まで | 令和8年3月13日 午前5時 |

◎群馬県告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、みどり都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 施行者の名称 みどり市

- 2 都市計画事業の種類及び名称 みどり都市計画公園事業 5・4・1号 西鹿田グリーンパーク
- 3 事業施行期間 令和元年11月8日から令和8年11月30日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

■ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第7号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和8年2月27日
- 2 被処分者

| 商号又は名称 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|----------|---------------------------|------------|--|
| 株式会社国定電機 | 群馬県伊勢崎市国定町二丁目 1852番地10 | 代表取締役 渡辺良之 | 群馬県知事許可（特-2） 第13875号 群馬県知事許可（般-2） 第13875号 |

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第7号の規定による建設業許可の取消処分
 - (1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可（特-2）第13875号
 - (2) 取消処分の対象となる建設業 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業
- 4 処分の原因となった事実 被処分者は、営業所に置くべき建設業法第15条第2号に規定する専任技術者（現行法では特定営業所技術者）が必要な資格を有していないにもかかわらず、建設業許可申請の際、当該技術者が必要な資格を有しているかのように装った資格証明書（一級建築施工管理技士の合格証明書及び一級建築士免許証）を提出し、もって不正の手段により、平成27年11月6日付けで同法第3条第1項の許可を受けた。また、令和2年11月6日付けで同条第3項の規定により当該許可の更新を受けた。このことは、同法第29条第1項第7号に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----|----------------------|------------------------|
| 1 | 邑楽郡千代田町大字瀬戸井字館海道341- | 邑楽郡邑楽町大字中野2965番地3 フィオー |

| | | |
|--|---------|-------------------------|
| | 1、341-7 | レツヴァイ103 五十木和人、五十木飛香 |
|--|---------|-------------------------|

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月六日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三号

職員の任用に関する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「監査指導官 調度・契約指導官」を「監査指導官」に、「照会センター長」を「心理指導官 照会センター長 足痕跡指導官」に、「術科指導官 上席心理指導員」を「術科指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和八年三月十七日から施行する。

■ 公安委員会規則

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

群馬県公安委員会規則第3号

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第17号及び別記様式第25号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第1号

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（令和5年群馬県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月6日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

別記様式第4号、別記様式第17号及び別記様式第25号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（以下「改正前の告示」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の同告示の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の告示の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第1号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成25年群馬県病院事業告示第3号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

表県立心臓血管センターの部の人間ドックの項中「69,300円」を「64,300円」に、「62,700円」を「57,700円」に改める。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
